

大阪市告示第1506号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和7年11月4日（火）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年11月25日（火）	

2 臨時休館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール アイススケート場	令和7年11月1日（土）から 同月27日（木）まで	午前9時から 午後9時まで

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和7年11月3日（月）	午前9時から 午後7時まで
	令和7年11月24日（月）	
大阪市立 大阪プール アイススケート場	令和7年11月28日（金）から 同月30日（日）まで	午前6時から 午後11時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）